

2019年度 長岡工業高等専門学校 年度計画

高等専門学校機構	長岡工業高等専門学校
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置
1. 1 教育に関する事項	1. 1 教育に関する事項
(1)入学者の確保 ①ー1 入学希望者を対象としたホームページコンテンツの充実や、全日本中学校長会、地域における中学校長会等への広報活動を行い、国立高等専門学校の特徴や魅力を発信する。 また、中学生及びその保護者等を対象に国公私立の高等専門学校が連携して合同説明会を開催することにより、組織的、戦略的な広報活動を行い入学者の確保に取り組む。	(1)入学者の確保 ①ー1-1 公式ホームページの内容を点検し、中学生向けのコンテンツの更新をはかるとともに英語での情報発信力の強化をはかる。 ①ー1-2 市町村の中学校校長会や中学校への訪問活動を行うとともに、中学生と保護者向けの学校紹介資料を送付するなどの広報活動を行う。
①ー2 各国立高等専門学校は、入学説明会、体験入学、オープンキャンパス、学校説明会等(女子中学生含む)の機会を活用することにより、入学者確保のための国立高等専門学校の特性や魅力を発信する。	①ー2-1 本校主催のオープンキャンパスおよび入試説明会を企画・実施する。 ①ー2-2 本校教員を派遣する出前授業や、生徒を受け入れる体験学習を企画・実施する。 ①ー2-3 中学校主催の進学説明会は全ての参加要請に応えることを目指し、後援会などとも協力して参加数を増やすための広報活動を行う。
②ー1 女子中学生向け広報資料を活用した広報活動や、オープンキャンパスの女子学生を対象としたブース出展、国立高等専門学校的女子学生が国立高等専門学校の研究紹介等を行う高専女子フォーラム等の機会を活用することにより、女子学生の確保に向けた取組を推進する。	②ー1-1 女子中学生向けホームページを引き続き活用するとともに、「高専女子(長岡高専版)」を県内・近県の中学校に配布を行って、女子中学生への広報活動を進める。 ②ー1-2 本校に適正を持つ女子中学生の獲得に向けて、女子中学生向けの進路相談会や科学体験・講演会を実施する。また、オープンキャンパスで女子中学生を対象としたブースを出展する。併せて、オープンキャンパスで男女共同参画室の活動をPRする展示を行う。
②ー2 留学生の確保に向けて、以下の取組を実施する。 ・諸外国の在日本大使館等への広報活動を実施する。 ・ホームページの英語版コンテンツの充実や説明会等の機会を通じ、高等専門学校教育の特性や魅力について情報発信を強化する。	②ー2-1 海外との交流活動は随時ホームページに掲載するとともに、Facebookにも記事を投稿する。 ②ー2-2 学生寮に滞在する海外学生の国の言語で、学校の様子を配信する仕組みを構築する。
③ 国立高等専門学校教育にふさわしい十分な資質、意欲と能力を持った多様な入学者を確保するため、入学者選抜方法の在り方に関する調査・研究を行い、入学選抜改革に関する「実施方針」の検討を行う。	③入学者選抜方法の改善のための基礎資料として、入学者の入試成績分析を行う。また入学後の第1年学年末成績及び卒業時の成績との比較調査を行う。入学選抜について見直しを行う。
(2)教育課程の編成等 ①ー1 法人本部がイニシアティブを取って各国立高等専門学校の強み・特色をいかした学科再編、専攻科の充実等を促すため、法人本部の関係部署が連携をとり、各国立高等専門学校の相談を受け、指導ができる体制の検討を行う。	(2)教育課程の編成等 ①ー1-1 機構事業に同調した特色ある本学学科横断型教育課程の編成を点検し、受講生数の増加と高い教育効果を目指す。具体的には新たに編成した学科横断型の、ヴァンガード教育プログラム、システムデザイン教育プログラム、そしてアントレプレナー教育プログラムへの学生受講数の前年比増、アンケートによる教育効果の検証を実施する。 ①ー1-2 専攻科において4学期制を実施し、長期インターンシップや海外留学等の機会を拡充する。
①ー2 専攻科において、社会ニーズを踏まえた高度な人材育成に取り組むため、産業界と連携したインターンシップ等の共同教育や、特色をいかした共同研究を実施する。また、国立高等専門学校の専攻科と大学が連携して教育を実施する教育プログラムの構築に向けて検討を行う。	①ー2-1 英語教育を促進するために専攻科特別研究発表会に英語による発表を盛り込む。 ①ー2-2 長岡高専専攻科・長岡技術科学大学の連携による連携教育プログラムを実施する。 ①ー2-3 学際領域を含む広範な見識を得るため、全専攻合同による専攻科フォーラムを開催し、企業人・OB・OGによる講演を実施する。 ①ー2-4 最近の就職活動の動向を鑑み、専攻科フォーラムや進路ガイダンスにおいて進路情報を提供するような内容を盛り込む。
②ー1 学生が海外で活動する機会を後押しする体制の充実として、以下の取組を実施する。 ・「KOSEN」の導入支援対象校やこれまで学生交流協定を締結している海外教育機関を中心として単位認定制度の整備や単位互換協定の締結を推進する。 ・海外の教育機関との包括的な協定の締結などにより、組織的に海外留学やインターンシップを推進する。	②ー1-1 フィンランドのトゥルク応用科学大学とのダブルディグリーについて検討を進める。 ②ー1-2 海外協定校を活用して、学生の海外留学を推進する。
②ー2 学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。	②ー2 英語教育プロジェクトを立ち上げ、学生の英語力を向上させる。
③ー1 公私立高等専門学校と協力して、学生の意欲向上や国立高等専門学校のイメージの向上に資する「全国高等専門学校体育大会」や、「全国高等専門学校ロボットコンテスト」等の全国的な競技会やコンテストの活動を支援する。	③ー1-1 全国高専体育大会や全国高等専門学校ロボットコンテストなど各種コンテストへの積極的な参加を支援する。 ③ー1-2 大会等で顕著な成績をあげた学生に対して表彰を行う。
③ー2 学生へのボランティア活動の参加意義や災害時におけるボランティア活動への参加の奨励等に関する周知を行う。また、顕著なボランティア活動を行った学生及び学生団体の顕彰、学生評価への反映などによりボランティア活動の参加を推奨する。	③ー2-1 学生のボランティア活動の参加を推奨するため、特別欠席の扱いについて検討する。 ③ー2-2 ボランティア活動への参加を推奨するとともに、顕著な活動を行った学生及び学生団体の顕彰を行う。
③ー3 学生に対して、「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種奨学金制度等を積極的に活用できるよう情報収集の上提供し、学生の国際会議や「トビタテ！留学JAPAN」プログラムへの参加、海外留学等の機会の拡充を図る。	③ー3 学生に「トビタテ！留学JAPAN」の制度を積極的に紹介し、学生の海外留学を促進する。
(3)多様かつ優れた教員の確保 ① 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とするよう、各国立高等専門学校に周知する。	(3)多様かつ優れた教員の確保 ①ー1 多様な背景を持つ教員組織とするため、教員採用の公募制を継続する。教授及び准教授については、採用された学校以外の高等専門学校や大学、高等学校、民間企業、研究機関などにおいて過去に勤務した経験を持つ者、又は1年以上の長期にわたって海外で研究や経済協力に従事した経験を持つ者が、全体として80%を下回らないようにする。 ①ー2 教員採用においては、専門科目(理系一般科目)については博士の学位や技術士を有する者、理系以外の一般科目については修士以上の学位を有する者を公募により採用する。専任教員のうち、この要件を満たす教員の比率を、専門科目担当の教員について90%、理系以外の一般科目担当の教員については85%を下回らないようにする。

高等専門学校機構	長岡工業高等専門学校
② 企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たにクロスアポイントメント制度を導入する。	②クロスアポイントメント制度の導入を推進する。
③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。また、女性研究者支援プログラムの実施により女性教員の働きやすい環境の整備を進める。	③女子教員の働きやすい環境整備を継続的にすすめる。また、定期的にライフステージに応じた懇談会の開催やアンケートを実施し、職場環境に関する情報共有や改善提案の収集に努める。
④ 外国人教員を積極的に採用した学校への支援を行う。	④ 学内における多文化共生(ダイバーシティ)の取組を推進し、様々な文化的背景を持つ多様な人材(例えば外国籍人材など)が公募に応じやすくなるような環境を整える。 ※外国人に限定しての公募は不可。 (職業安定法・労働基準法をはじめとした労働関連法令においては、国籍による差別的扱いを一切禁止しており、あくまでも本人の適性・能力による選考・採用が求められている。(日本国憲法第22条、職業安定法第2条および第3条など)。従って募集にあたっては、否定的であれ、肯定的であれ、国籍を条件とする、または制限する表記は応募資格欄に限らず原稿内全てにおいて認められない。)
⑤ 長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学との連携を図りつつ、国立高等専門学校・両技術科学大学間の教員人事交流を実施する。	⑤ 長岡技術科学大学との連携を推進し、人事交流に係る受入協定を締結する。
⑥ 法人本部による研修又は各国立高等専門学校におけるファカルティ・ディベロップメントを実施するとともに、学校の枠を超えた自主的な研修グループ等の活動を推奨する。 なお、教員の能力向上を目的とした各種研修について、専門機関や他の教育機関と連携し企画・開催する。	⑥-1 教育実践や研修会の報告、授業改善に関する講演等の全教員が参加するファカルティ・ディベロップメント活動を定期的に実施し、教職員の資質向上に努める。 ⑥-2 FD活動として合同授業やアクティブラーニング、ICT機器活用の事例報告研修を実施する。
⑦ 教育活動や生活指導などにおいて、顕著な功績が認められる教員や教員グループを表彰する。	⑦ 優秀教職員制度を継続する。
(4)教育の質の向上及び改善 ①ー1 モデルコアカリキュラムによる教育の質保証の取組を推進し、PDCAサイクルを機能、定着させるために、以下の項目について重点的に実施し、取り組み状況について調査する。 [Plan] ディプロマポリシーに基づく到達目標の確認 [Do] 地域や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習(PBL(Project-Based Learning))の検討 [Check] CBT(Computer-Based Testing)や学習状況調査等による学生の学習到達度・学習時間の把握 [Action] 授業内容、授業方法に資するファカルティ・ディベロップメント活動と授業改善	(4)教育の質の向上及び改善 ①-1 モデルコアカリキュラムによる教育の質保証のため、ディプロマポリシーに基づく到達目標をシラバスに記載する。地域や産業界が直面する課題の解決を目指した「課題解決型学習(PBL)」は、本学の特色であるJSCOOP授業で継続実施とし、受講生数の前年比増を目標とする。CBT受験やルーブリックの活用により、学生の学習到達度を把握する。CBTは物理、化学、数学、専門科目を受験する。授業内容の点検と授業方法の改善に関するFD研修を全学的に実施する。授業改善を実施した教員は、その教育効果について教員会議で発表する。
①ー2 各高等専門学校教育において教育改善に資するために優れた教育実践事例およびファカルティ・ディベロップメント事例を収集・公表する。また、教材や教育方法の開発を継続するとともに、各国立高等専門学校で利用できる共通情報システムの開発を進める。	①-2 教育実践事例およびファカルティ・ディベロップメント事例を、当該教員が教員会議で公表・説明する。その資料は教務で記録保存する。これらの公表や発表に対してFD得点を付与する。
② 各国立高等専門学校の教育の質の向上に努めるため、自己点検・評価及び高等専門学校機関別認証評価を計画的に進めるとともに、評価結果の優れた取組や課題・改善点については、各国立高等専門学校に共有する。	② 令和3年度受審予定の高等専門学校機関別認証評価に対応して自己点検・評価について、実施計画の策定に取り組む。
③ー1 各国立高等専門学校において、地域や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習(PBL(Project-Based Learning))の導入を検討する。	③-1 地域や産業界と連携した課題解決型学習であるJSCOOP授業を継続実施する。参加学生数の前年比増を目標とする。またブレラボでも地域の課題解決のテーマを扱う。テーマ数の前年度比増を目標とする。
③ー2 企業と連携した教育コンテンツの開発を推進しつつ、インターンシップ等の共同教育を実施し、その取組事例を取りまとめ、周知する。	③-2 技術科学フロンティア概論の科目で、企業講師と連携した教育コンテンツを設定し授業で活用する。本科目で5件以上の企業との共同教育コンテンツを学生に提供する。インターンシップは企業と連携して実施する。これらの取組み事例は教務で取りまとめ、関係各所に周知する。
③ー3 セキュリティを含む情報教育について、独立行政法人情報処理推進機構等の関係機関と連携し教員の高度化を図ることにより、教育内容の高度化に向けての検討を行う。	③-3 セキュリティと情報教育に関する学内組織を充実させると共に機構と連携し、これらに関わる教育内容の見直しと改善を行う。
④ 高等専門学校教育の高度化に向けて、技術科学大学との間で定期的な連携・協議の場を設け、ビデオ教材を活用した教育、教員の研修、教育課程の改善、国立高等専門学校と技術科学大学との間の教育の接続、人事交流などの分野で有機的な連携を推進する。	④ 高専一技科大の教員研修開催年度には学科から3名の参加を目標にする。技科大との相互単位互換授業、e-learning授業を継続実施する。履修申請者の前年度比増を目標とする。教育の接続について連携教育プログラムを実施する。
(5)学生支援・生活支援等 ① 各国立高等専門学校の学生相談体制の充実のため、カウンセラー及びソーシャルワーカー等の専門職の配置を促進するとともに、各国立高等専門学校の学生指導担当教職員に対し、障害を有する学生への支援を含めた学生指導に関し外部専門家の協力を得て、具体的事例等に基づき研修を実施する。	(5)学生支援・生活支援等 ①-1 カウンセラーの配置の充実を図るとともに、ソーシャルワーカーや特別教育支援士等の専門職の配置を推進する。 ①-2 学生相談室を核として、障害を有する学生への支援を含めた学生指導に関して校内研修会を実施する。
② 独立行政法人日本学生支援機構などと緊密に連携し、高等教育の教育費負担軽減に伴う新たな奨学金制度の開始に向け、法人本部を中心に各国立高等専門学校にも情報を共有できるよう、情報提供体制を充実させる。また、税制上の優遇措置を適切に情報提供すること等により、産業界などの支援による奨学金制度の充実を図る。	②高等教育の教育費負担軽減に伴う新たな奨学金制度の開始に向け、法人本部との情報共有を推進する。
③ 各国立高等専門学校において低学年からのキャリア教育を推進するとともに、キャリア支援を担当する窓口の活用を促す等、企業情報、就職・進学情報などの提供体制・相談方法を含めたキャリア支援を充実させる。また、次年度以降のキャリア支援体制を充実させるため、卒業時の調査の実施や同窓会を通じた同窓生の情報を活用するネットワークの形成の検討を行う。	③-1 低学年からのキャリア教育のひとつとして全学科全学年が参加できる「ブレラボ」を継続実施する。教員からのブレラボ提案数、1年生から3年生の低学年のブレラボ参加数の前年度比増を目標とする。就職・進学に関わるキャリア支援担当教員を配置し、進路活動学生へ一元的に情報を提供する体制を整備する。履歴書の書き方指導、模擬面接を実施する。また進路ガイダンスの実施、インターンシップによるキャリア教育、そして企業講師による講演会も実施する。キャリア教育は、同窓会と後援会のネットワークも活用して、模擬面接官を依頼する等の具体的な連携協力のもとで実施する。また、特別活動の時間等を活用し、講演会等を通して低学年からのキャリア教育を推進する。 ③-2 将来の進路を考える一環として、長岡高専卒業生OB・OGを招聘、キャリア教育講演を実施する。また、将来の進路を考える一環として、進路決定に関する冊子、データベースの書架を確保し、学生への進路に関する情報提供を行う。

高等専門学校機構	長岡工業高等専門学校
1. 2 社会連携に関する事項 ① 教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を広報資料の作成や「国立高専研究情報ポータル」等のホームページの充実などにより発信する。	1. 2 社会連携に関する事項 ①公式ホームページで外部研究資金の受入れ状況や、共同研究等の実績を紹介するなど、地域連携に関する情報を充実させる。
② 高専リサーチアドミニストレータ(KRA)や地域共同テクノセンター、国立高等専門学校間の研究ネットワーク等を活用し、産業界や地方公共団体との新たな共同研究・受託研究の受入れを促進するとともに、効果的技術マッチングのイベント等でその成果の情報発信や知的資産化に努める。	②-1 本校技術協力会、NaDeC(長岡4大学一高専)、NAZE(長岡産業活性化協会)、NICO(にいがた産業創造機構)と連携した事業を連携し、共同研究や受託研究に繋げる活動を展開する。 ②-2 本校の教育プログラムJSCOOP、課題解決型プログラム、アントレプレナークラブを通して、地域企業との協働教育を実施する。 ②-3 研究コーディネーターの雇用を計画し、地域企業との共同研究、協働教育プログラムの実施を効率的に進める。
③-1 法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組むとともに、情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校には、校長裁量経費を配分する措置を講じる。	③-1 平成30年度に引き続き「長岡高専・記者懇談会」を企画・開催する。
③-2 各国立高等専門学校は、地域連携の取組や学生活動等の様々な情報をホームページや報道機関への情報提供等を通じて、社会に発信するとともに、報道内容及び報道状況を法人本部に随時報告する。	③-2 新聞やテレビ等で取り上げられた実績を収集、整理して公式ホームページに「メディア掲載」として公開する。
1. 3 国際交流等に関する事項 ①-1 諸外国に「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の導入支援を展開するにあたっては、各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関との組織的・戦略的な連携の下に、相手国と連携・協議しつつ、その要請及び段階等に応じた支援に取り組む。	1. 3 国際交流等に関する事項 ①-1 諸外国に「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の導入支援を展開するにあたっては、高専機構本部との組織的・戦略的な連携の下に、相手国と連携・協議しつつ、その要請及び段階等に応じた支援に取り組む。
①-2 モンゴルにおける「KOSEN」の導入支援として、モンゴルの自助努力により設立された3つの高等専門学校を対象として、教員研修、教育課程の助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。	①-2 モンゴル3高専の支援を継続して行う。
①-3 タイにおける「KOSEN」の導入支援として、以下の支援を実施する。 ・キングモンクット工科大学ラカバン校内に開校する学校(KOSEN-Kmitl)を対象として、教員研修、教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。 ・タイのテクニカルカレッジにおいて日本型高等専門学校教育を取り入れて設置された5年間のモデルコースを対象として、教員研修、教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。	①-3 タイプレミアムコースの支援を継続して行う。
①-4 ベトナムにおける「KOSEN」の導入支援として、以下の支援を実施する。 ・ベトナム政府の日本型高等専門学校教育制度導入に向けた取組への協力を実施する。 ・ベトナムの教育機関において日本型高等専門学校教育を取り入れて設置されたモデルコースを対象として、教員研修や教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。	※該当なし
①-5 リエゾンオフィスを設置している国以外への「KOSEN」の導入支援として、政府関係者の視察受入及び法人本部との意見交換等を通じて、「KOSEN」についての正しい理解の浸透を図る。	①-5 諸外国の政府関係者、教職員の訪問を積極的に受け入れて、“KOSEN”の教育制度の紹介に努める。
② 「KOSEN」の導入支援に係る取組は、各国立高等専門学校の協力のもと、学生及び教職員が実践的な研修等に携わる等に参画する機会を得て、国際交流の機会としても活用し、「KOSEN」の海外展開と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。	② 本校で取り組んでいるタイ・モンゴルに関する高専設置支援活動を通じ、校内における教職員・学生の国際化を進めていく。
③-1 学生が海外で活動する機会を後押しする体制の充実として、以下の取組を実施する。 ・「KOSEN」の導入支援対象校やこれまで学生交流協定を締結している海外教育機関を中心として単位認定制度の整備や単位互換協定の締結を推進する。【再掲】 ・海外の教育機関との包括的な協定の締結などにより、組織的に海外留学やインターンシップを推進する。【再掲】	③-1-1 フィンランドのトゥルク応用科学大学とのダブルディグリーについて検討を進める。 ③-1-2 海外協定校を活用して、学生の海外留学を推進する。
③-2 学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。【再掲】	③-2 英語教育プロジェクトを立ち上げ、学生の英語力を向上させる。
③-3 学生に対して、「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種奨学金制度等を積極的に活用できるよう情報収集の上提供し、学生の国際会議や「トビタテ！留学JAPAN」プログラムへの参加、海外留学等の機会の拡充を図る。【再掲】	③-3 学生に「トビタテ！留学JAPAN」の制度を積極的に紹介し、学生の海外留学を促進する。
④-1 外国人留学生の受入れを推進するため、以下の取組を実施する。 ・諸外国の在日本大使館等への広報活動を実施する。 ・ホームページの英語版コンテンツの充実や説明会等の機会を通じ、高等専門学校教育の特性や魅力について情報発信を強化する。 ・広報活動の実施や情報発信の強化にあたっては、リエゾンオフィスの活用を中心に実施する。	④-1 海外との交流活動は随時ホームページに掲載するとともに、Facebookにも記事を投稿する。
④-2 日タイ産業人材育成協カイニシアティブに基づく、1年次からの留学生の受入を実施する。	④-2 チュラポーン王女サイエンスハイスクールの中等を卒業した学生の受け入れを継続して行う。

高等専門学校機構	長岡工業高等専門学校
⑤ 法人本部は、教員や学生の国際交流の際には、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に準じた危機管理措置を講じて、海外旅行保険に加入させる等の安全面への配慮を行う。 各国立高等専門学校においては、外国人留学生の学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組むとともに、法人本部において定期的に在籍管理状況の確認を行う。	⑤ 東京出入国在留管理局に対する年2回の留学生在籍者報告を遅滞無く行い、その際本学に在籍する留学生の在籍状況・資格外活動取得状況を把握する。
2. 業務運営の効率化に関する事項 2. 1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費（人件費相当額を除く。）については3％、その他は1％の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	2. 業務運営の効率化に関する事項 2. 1 一般管理費等の効率化 一般管理費の縮減に必要な業務運営の見直し、光熱水量などの縮減及び業務の効率化の推進を図る。
2. 2 給与水準の適正化 職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	2. 2 給与水準の適正化 ※該当なし
2. 3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。	2. 3 契約の適正化 契約は計画的に行うこととし、原則として一般競争入札等によることとする。また、機構作成の「契約事務等の取扱について」などを活用し、契約内容の競争性、透明性を確保する。
3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 3. 1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や強み・特色の機能強化を後押しするため、予算配分方針をあらかじめ定め、各国立高等専門学校に周知する等、透明性・公平性を確保した予算配分に努める。 また、各国立高等専門学校のアクティビティに応じた戦略的な予算配分にあたっては、以下の取組等を実施する。 ・法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組むとともに、社会への情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校のインセンティブとなるよう、アクティビティに応じて、校長裁量経費を配分する措置を講じる。 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。	3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 3. 1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 教育研究機能の強化に資する取り組みを重点に推進するため、予算編成にかかる基本方針を定め、予算の効率的かつ効果的な学内配分を行う。
3. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携活動の推進等を通じ、共同研究、受託研究等を促進し、外部資金の獲得の増加を図る。また、卒業生が就職した企業等との交流を図り、寄附金の獲得につながる取組みを試行的に行う。	3. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 ・科研費採択を目的に研究テーマの設定、申請書の作成方法に関する科研費キャンプを実施する。不採択でもA評価へのインセンティブ、申請書の校内査読を継続する。 ・KRAの支援を受け、大型研究予算の戦略的な獲得を目指す校内システムを構築する。 ・研究コーディネーターを雇用し、地域企業との連携を図ることにより、共同研究、受託研究の実績を増大する。
3. 3 予算 別紙1	3. 3 予算 該当なし
3. 4 収支計画 別紙2	3. 4 収支計画 該当なし
3. 5 資金計画 別紙3	3. 5 資金計画 該当なし
4. 短期借入金の限度額 4. 1 短期借入金の限度額 156億円 4. 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借入することが想定される。	4. 短期借入金の限度額 4. 1 短期借入金の限度額 ※該当なし 4. 2 想定される理由 ※該当なし

高等専門学校機構	長岡工業高等専門学校
5. 不要財産の処分に関する計画 以下の重要な財産について、速やかに現物を国庫に納付する。 ①苫小牧工業高等専門学校 錦岡宿舍団地(北海道苫小牧市明德町四丁目327番236)4,492.10㎡ ②八戸工業高等専門学校 中村団地(青森県八戸市大字田面木字中村60番)5,889.43㎡ ③福島工業高等専門学校 下平窪団地(福島県いわき市平下平窪字鍛冶内30番2、30番7)1,502.99㎡ 桜町団地(福島県いわき市平字桜町4番1)480.69㎡ ④長岡工業高等専門学校 若草町1丁目団地(新潟県長岡市若草町一丁目5番12)276.36㎡ ⑤沼津工業高等専門学校 香貫宿舍団地(静岡県沼津市南本郷町569番、570番)287.59㎡ ⑥香川高等専門学校 勅使町団地(香川県高松市勅使町字小山398番20)5,975.18㎡ ⑦有明工業高等専門学校 平井団地(熊本県荒尾市下井手字丸山768番2)288.66㎡ 宮原団地(福岡県大牟田市宮原町一丁目270番)2,400.54㎡ 正山71団地(福岡県大牟田市正山町71番2)284.31㎡ ⑧旭川工業高等専門学校 春光町団地(北海道旭川市春光一条九丁目31番)460.85㎡ ⑨舞鶴工業高等専門学校 大波団地(京都府舞鶴市字大波上小字滝ヶ浦1112番)453.90㎡ ⑩呉工業高等専門学校 広団地(広島県呉市広中新開三丁目18160番1、18160番2、18161番、18169番1)3,990.22㎡ ⑪徳山工業高等専門学校 御弓町団地(山口県周南市大字徳山字上御弓丁4197番1)1,321.37㎡ 周南住宅団地(山口県周南市周陽三丁目21番2)1,310.32㎡ ⑫熊本高等専門学校 平山宿舍団地(熊本県八代市平山新町字西新开3142番1)2,773.00㎡ 新开宿舍団地(熊本県八代市新开町参号3番94)1,210.26㎡ ⑬都城工業高等専門学校 年見団地(宮崎県都城市年見町34号7番)2,249.79㎡ ⑭鹿児島工業高等専門学校 東真孝団地(鹿児島県霧島市隼人町眞孝字東眞孝169番3)8,466.59㎡	5. 不要財産の処分に関する計画 ※該当なし
6. 重要な財産の譲渡に関する計画 以下の重要な財産について、公共の用に供するため、売却により譲渡し、その売却収入を整備費用の財源とする。 ①鹿児島工業高等専門学校 国見団地(鹿児島県霧島市隼人町眞孝字国見1460番1)200.54㎡	6. 重要な財産の譲渡に関する計画 ※該当なし
7. 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、教育研究活動の充実、学生の福利厚生 of 充実、産学連携の推進などの地域貢献の充実及び組織運営の改善のために充てる。	7. 剰余金の使途 ※該当なし
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 8. 1 施設及び設備に関する計画 ①ー1 国立高等専門学校機構施設整備5か年計画(平成28年6月決定)に基づき、教育研究活動及び施設・設備の老朽化状況等に対応した整備や、各国立高等専門学校の寄宿舎などの学生支援施設について実態やニーズに応じた整備及び施設マネジメントの取組を計画的に推進する。	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 8. 1 施設及び設備に関する計画 ①-1-1 全学的な視点に立ち、環境に配慮した教育施設の整備計画の見直しを定期的に行う。 ①-1-2 キャンパスマスタープランの見直しを行い、建物ごとの適切な改修計画、給排水、電気・ガス等の基盤設備の適切な整備計画を盛り込む。 ①-1-3 施設の利用状況調査を実施する。 ①-1-4 2019年度(令和元年度)中に校舎1号館屋上防水・外壁改修を実施する。
①ー2 施設の非構造部材の耐震化については、引き続き、計画的に対策を推進する。	本校該当なし
② 学生及び教職員を対象に、「実験実習安全必携」を配付するとともに、安全衛生管理のための各種講習会を実施する。	② 高専機構本部より提供される「実験実習安全必携」の電子データについて、学生に学内HPやメール等で周知し、その内容について把握するよう指導する。
③ 科学技術分野への男女共同参画を推進するため、女子学生の利用するトイレや更衣室等の設置やリニューアルなど、修学・就業上の環境整備を計画的に推進する。	③ 科学技術分野への男女共同参画を推進するため、女子学生の利用するトイレや更衣室等のリニューアルなど、就学・就業上の環境整備について、校内に照会する。

高等専門学校機構	長岡工業高等専門学校
8. 2 人事に関する計画 (1)方針 教職員ともに積極的に人事交流を進め多様な人材の育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を図るため、以下の取組等を実施する。 ① 課外活動、寮務等の見直しとして、外部人材やアウトソーシング等の活用を検討する。	8. 2 人事に関する計画 ①退職教職員・警備員への業務委託を継続するとともに、留学生受入に伴う業務の増加に対応する人員の確保を検討する。また、外部人材(課外活動指導員)の活用などを通して、課外活動の在り方の見直しを行う。
② 教員の戦略的配置のための教員人員枠の再配分の仕組みを検討する。また、国立高等専門学校幹部人事育成のための計画的な人事交流制度の検討を行う。	※該当なし
③ 若手教員確保のため、教員人員枠の弾力化を行う。	※該当なし
④ー1 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とするよう、各国立高等専門学校に周知する。【再掲】	④-1-1 専門科目担当教員の公募の際、応募資格として博士号の取得を義務づける。 ④-1-2 専門科目を担当する本学の教職員のうち、博士号を持たない者に学位を取得させるための取組を推進する。
④ー2 企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たにクロスアポイントメント制度を導入する。【再掲】	④-2 クロスアポイントメント制度の導入、また同制度を利用しての企業・大学等との連携を実施する。
④ー3 ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。 また、女性研究者支援プログラムの実施により女性教員や外国人教員の働きやすい環境の整備を進める。【再掲】	④-3 女性教員の働きやすい環境整備を継続的に進める。また、定期的にライフステージに応じた懇談会の開催やアンケートを実施し、職場環境に関する情報共有や改善提案の収集に努める。
④ー4 外国人教員を積極的に採用した学校への支援を行う。【再掲】	④-4 学内における多文化共生(ダイバーシティ)の取組を推進し、様々な文化的背景を持つ多様な人材(例えば外国籍人材など)が公募に応じやすくなるような環境を整える。 ※外国人に限定しての公募は不可。 (職業安定法・労働基準法をはじめとした労働関連法令においては、国籍による差別的扱いを一切禁止しており、あくまでも本人の適性・能力による選考・採用が求められている。(日本国憲法第22条、職業安定法第2条および第3条など)。従って募集にあたっては、否定的であれ、肯定的であれ、国籍を条件とする、または制限する表記は応募資格欄に限らず原稿内全てにおいて認められない。)
④ー5 シンポジウム、研修会、ニューズレターの配付等を通じて、男女共同参画やダイバーシティに関する意識啓発を図る。	④-5-1 男女共同参画室室員を研修会や講演会に積極的に参加させ、学内で報告会を開くなどして情報を共有する。 ④-5-2 男女共同参画推進室主催の講演会を開催し、男女共同参画やダイバーシティに関する意識啓発を推進する。
⑤ 教職員の積極的な人事交流を進め、多様な人材育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を推進する。	⑤ 国立大学や高等専門学校間の人事交流を計画的に行う。
(2)人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させつつ業務の効率化を図り、適切な人員配置に取り組むとともに、事務のIT化等により中期目標期間中の常勤職員の抑制に努める。	常勤職員の能力向上のための取組を推進することで、業務の一層の効率化・省力化を行う。
8. 3 情報セキュリティについて 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき制定する法人の情報セキュリティポリシーを踏まえて、国立高等専門学校の17校を対象に実施する情報セキュリティ監査及び、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が実施する監査の結果についてリスクを分析し、必要な対策を講じるとともに、法人の情報セキュリティポリシーへ還元することで、PDCAサイクルの構築及び定着を図る。 また、全教職員を対象とした情報セキュリティの意識向上を図るための情報セキュリティ教育(e-learning)及び標的型攻撃メール対応訓練等、各国立高等専門学校の情報担当者を対象とした情報セキュリティに関する研修、管理職を対象とした情報セキュリティトップセミナーを実施するなど、職責等に応じて必要な情報セキュリティ教育を計画的に実施する。 さらに、高度化する情報セキュリティリスクに対応するために、最高情報セキュリティ責任者(CISO)及び各国立高等専門学校の有識者からなる情報戦略推進本部情報セキュリティ部門と本部事務局が連携し、今後の情報セキュリティ対策等について検討を進める。 国立高等専門学校機構CSIRTが中心となり、各国立高等専門学校にインシデント内容及びインシデント対応の情報共有を行うとともに、初期対応徹底のために「すぐやる3箇条」を継続して行い、情報セキュリティインシデントの予防および被害拡大を防ぐための啓発を実施する。	8. 3 情報セキュリティについて ・校内システムの情報セキュリティ対策について、情報セキュリティ監査の結果を踏まえた見直しを行う。 ・教職員の情報セキュリティ意識向上のための啓発活動を実施する。 ・教職員に対し、情報セキュリティインシデントの予防および被害拡大を防ぐための研修を実施する。
8. 4 内部統制の充実・強化 ①ー1 理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するため、必要に応じ機動的に、WEB会議システムを活用した役員会の開催を行う。	8. 4 内部統制の充実・強化 ※該当なし
①ー2 役員懇談会や校長・事務部長会議その他の主要な会議や各種研修等を通じ、法人としての課題や方針の共有化を図る。	※該当なし
①ー3 学校運営及び教育活動の自主性・自律性及び各国立高等専門学校の特徴を尊重するため、各種会議を通じ、各国立高等専門学校の意見等を聞く。	※該当なし
②ー1 法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化するため、理事長と各国立高等専門学校校長との面談等を実施する。	※該当なし

高等専門学校機構	長岡工業高等専門学校
②ー2 法人本部が作成した、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスに関するセルフチェックリストの活用や、各国立高等専門学校の教職員を対象とした階層別研修等により教職員のコンプライアンスの向上を行う。	②-2 コンプライアンスに関する各種マニュアルの見直しに取り組む。
②ー3 事案に応じ、法人本部と国立高等専門学校が十分な連携を図り、速やかな情報の伝達・対策などを行う。	※該当なし
③ これらを有効に機能させるために、内部監査及び各国立高等専門学校の相互監査については、時宜を踏まえた監査項目の見直しを行い、発見した課題については情報を共有し、速やかに対応を行う。また、内部監査等の結果を監事に報告するとともに、監事を支援する職員の配置などにより効果的に監査が実施できる体制とするなど監事による監査機能を強化する。なお、監事監査結果について随時報告を行う。	※該当なし
④ 平成 23 年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を各国立高等専門学校に徹底させるとともに、必要に応じ本再発防止策を見直す。加えて、全国立高等専門学校の研究担当責任者を対象としたWeb会議の開催や各国立高等専門学校において研究費の適切な取扱いに関する注意喚起等を行う。	③ 『公的研究費使用マニュアル』の、学内における周知徹底に努める。
⑤ 各国立高等専門学校において、機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、個別の年度計画を定める。また、その際には、各国立高等専門学校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。	※該当なし